

令和6年度登米市会計年度任用職員任用希望者募集要項

登米市会計年度任用職員任用希望者を募集します。

任用者は、任用希望者として登録された方の中から選考（書類審査及び面接）を行い、決定します。

ただし、任用する人員には限りがあり、登録期間内に任用や連絡がないこともあります。面接案内者については、登録申請書を基に書類選考を行い決定しますので、あらかじめご了承ください。

1 全職種共通事項

任用期間	1会計年度内となります。(令和6年度の場合、最長で令和7年3月31日まで)
勤務条件	<p>① 勤務時間・勤務日・休日 週の勤務時間は、それぞれの職種に応じて、基本的には月曜日から金曜日までの午前8時30分から午後5時15分までの範囲内で1日の勤務時間が割り振られますが、職種によっては、早番・遅番などのシフト勤務や土曜日・日曜日勤務がある場合もあります。 休日については、週休日は週に2日以上となり、職種ごとに設定されます。その他、年末年始（12月29日～翌年1月3日）と国民の祝日に関する法律に規定する日が休日となります。 勤務時間・勤務日については職種ごとに異なりますので、別表をご覧ください。</p> <p>② 休暇 休暇について、年次有給休暇が付与されるほか、特別休暇として有給休暇である忌引休暇、結婚休暇、夏季休暇等、無給休暇として病気休暇、看護休暇、介護休暇が取得できます。また、要件を満たせば育児休業を取得することもできます。</p> <p>③ 勤務場所 別表でご確認ください。</p>
給与	<p>① 報酬（給料） 報酬（給料）は、月額、日額または時間額で支給されます。(別表の支給区分をご確認ください。) 報酬（給料）の額は、常勤職員の給料月額を定める給料表の1級1号俸を基礎に、職種、業務内容、勤務形態等に応じて、経験年数（最大6年まで）を加算して決定します。 なお、週の勤務時間が定められている職種は月額、週の勤務時間が変動する職種は時間額での支給となります。 ※職種ごとの報酬（給料）は別表をご覧ください。 ※人事院勧告に伴う給与改定や最低賃金の改定により、給与額が変わる場合があります。</p> <p>② 手当等 ・期末手当 基本的に、任用期間が6か月以上で、週の勤務時間が算定期間を平均して15時間30分以上となる職員には6月期と12月期に、常勤職員の例により期末手当が支給されます。 ・通勤手当 通勤に係る経費について、通勤手当または費用弁償として支給されます。 ・その他 時間外勤務または休日勤務が発生した場合には、その勤務に応じ、報酬に加算または手当が支給されます。 ※法改正に伴う条例改正があった場合は、上記以外の手当も支給されます。</p> <p>③ 支払日 報酬（給料）が月額の場合 当月の21日払い 報酬（給料）が日額・時間額の場合 翌月の10日払い ※いずれの場合も、支払日が土日・祝日となる場合は、直前の金融機関営業日に支払い。</p>
社会保険等	社会保険（共済保険、厚生年金保険）、雇用保険 勤務条件が地方公務員等共済組合法、厚生年金保険法及び雇用保険法等の基準を満たす場合、それぞれの保険に加入していただきます。(基準を満たさない場合は、加入しないものがあります。)

2 登録期間

登録の有効期間は登録申請書を受理した日から令和7年3月31日までとします。

なお、登録後就職等により登録を取り消したい場合は、電話等でご連絡願います。

3 登録方法

「令和6年度登米市会計年度任用職員任用希望者登録申請書」に必要事項を記入し、写真を貼り付けのうえ、下記の提出先に持参いただくか、郵送で提出してください。(資格を有する職種に登録される場合は、免許状などその資格等を証明する書類などの写しを添付してください。)

障がい者区分での任用を希望される方も、同じ申請書での申請となります。

また、登米市公式ホームページから電子申請による提出もできます。

4 申請受付期間

第1次募集・・・令和5年12月1日(金)から令和5年12月28日(木)まで

※郵送の場合は、令和5年12月28日(木)当日消印有効

第2次募集・・・令和6年1月4日(木)から随時受け付けます。

※ 令和6年4月1日からの任用者の選考については、原則、第1次募集登録者の中から行います。(4月以降も、必要に応じて随時選考を行います。)

5 任用者の決定

各担当部署において、登録された方の中から任用候補者を決定し、選考(面接等)を行ったうえで、任用者を決定します。

なお、下記のいずれかに該当する方は、選考を受けることができません。

- (1) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- (2) 登米市職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- (3) 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

6 登録申請書の提出および問い合わせ先

登米市総務部人事課 〒987-0511 登米市迫町佐沼字中江2丁目6番地1 電話 0220-22-2145(直通)

※登米市医療局での任用希望者の方は、登米市医療局経営管理部経営管理課に提出してください。

※登米市役所と登米市医療局のどちらにも任用希望がある場合には、登米市総務部人事課に提出してください。

別表(月額で報酬(給料)を定める職種)※勤務日数、勤務時間及び報酬・給料は任用課の必要に応じて変動します。

※給与改定のため報酬(給料)欄変更(令和5年12月4日更新)

職種	必要資格 ※取得見込の場合、令和6年4月1日までに取得できない場合は任用取消しとなります。	業務内容	標準的な勤務時間等 ①週の勤務時間 ②週の勤務日数(1日の勤務時間) ③勤務場所	報酬(給料) 支給区分 基準額 ～上限額 (経験年数6年)
保育士 (保育教諭)	保育士資格 ※職種名については、保育所に勤務する場合は「保育士」、認定こども園に勤務する場合は「保育教諭」となります。	保育所での乳幼児への保育業務、または認定こども園での乳幼児への教育及び保育業務	①35時間 ②週5日勤務(7時間/日) ※シフト制(土曜日勤務有) ③保育所または認定こども園	月額 154,361円 ～187,870円
幼稚園講師	教員免許(幼稚園教諭)	幼稚園での園児への教育指導業務 ※夏休み期間中は他の幼稚園や放課後児童クラブに從事する場合があります。	①28時間45分 ②週5日勤務(5時間45分/日) ※シフト制 ③幼稚園	月額 126,796円 ～154,322円
児童館・子育て支援指導員	保育士資格、社会福祉士、教員免許、放課後児童支援員等	児童館等での児童への遊び等指導、育児指導、相談業務	①28時間45分 ②週5日(5時間45分/日) ※シフト制(土曜日勤務有) ③児童館、子育て支援センター、児童クラブ実施場所	月額 126,796円 ～154,322円
栄養士	栄養士免許	総合支所での栄養指導等業務、保育所・学校給食センターでの栄養管理業務	①28時間45分 ②週5日勤務(5時間45分/日) ③総合支所、福祉事務所子育て支援課、学校給食センター	月額 126,796円 ～154,322円
養護教諭補助員	教員免許(養護教諭)	養護教諭の補助(児童、生徒等の心身の健康管理業務)	①28時間45分 ②週5日勤務(5時間45分/日) ③小・中学校	月額 126,796円 ～154,322円
図書館司書	図書館司書	図書館利用者への本の貸出・返却・整理、相談業務等	①29時間 ②週4日勤務(7時間15分/日) ※シフト制(土・日曜日勤務有) ③図書館、中田生涯学習センター	月額 127,899円 ～155,664円
手話通訳相談員	手話通訳士または手話通訳者の認定を受けている方	聴覚障害者への手話通訳相談業務、手話講座業務	①23時間15分 ②週3日勤務(7時間45分/日) ③福祉事務所生活福祉課	月額 102,540円 ～124,800円
障害者地域活動支援センター指導員	精神保健福祉士、ホームヘルパー2級以上または障がい福祉に関する業務経験のある方	障害者地域活動支援センターでの生活訓練指導、作業指導、自立指導、書類整備等	①29時間 ②週4日勤務(7時間15分/日) ③障害者地域活動支援センター	月額 127,899円 ～155,664円

職種	必要資格 ※取得見込の場合、令和6年4月1日までに取得できない場合は任用取消となります。	業務内容	標準的な勤務時間等 ①週の勤務時間 ②週の勤務日数(1日の勤務時間) ③勤務場所	報酬(給料) 支給区分 基準額 ～上限額 (経験年数6年)
消費生活相談員	消費生活相談員資格試験合格者または同等以上の専門的な知識・経験を有する方	消費生活相談窓口における相談対応、被害の未然防止に係る啓発活動業務	①28時間 ②週4日勤務(7時間/日) ③市民生活部市民生活課	月額 123,489円 ～150,296円
保健師	保健師資格	健康推進などに関する業務(育児休業等代替としての任用)	①35時間 ②週5日勤務(7時間/日) ③市民生活部健康推進課等	月額 164,206円 ～196,722円
障害支援区分認定調査員	保健師、正看護師、介護支援専門員、介護福祉士、社会福祉士、精神保健福祉士の資格を有し、業務経験のある方	障害支援区分認定調査に関する業務	①29時間 ②週4日勤務(7時間15分/日) ③福祉事務所生活福祉課	月額 136,056円 ～162,998円
介護認定調査員	保健師、正看護師、理学療法士、介護支援専門員、介護福祉士、社会福祉士、介護職員初任者研修課程修了以上(旧ヘルパー二級相当)のいずれかの資格を有し、かつ5年以上の介護実務経験がある方	介護保険要介護(要支援)認定調査に関する業務、認定調査票の内容確認等	①29時間 ②週4日勤務(7時間15分/日) ③福祉事務所長寿介護課	月額 136,056円 ～162,998円
家庭児童相談員	児童福祉、社会福祉、児童心理学等の課程を修めた方	家庭児童福祉に関する相談業務	①28時間45分 ②週5日勤務(5時間45分/日) ③福祉事務所子育て支援課	月額 134,883円 ～161,593円
地域林政アドバイザー	森林総合管理士、林業普及指導員、技術士(林業部門)、林業技士、認定森林施業プランナーのいずれか。または、登米地域に精通し林野庁が実施する研修(準ずる研修)を受講する者	森林経営管理制度に関する業務を主体的に(企画・立案を含めて)実施する。その他、林業振興全般に対する指導・助言・実施	①28時間45分～29時間 ②週5日(5時間45分/日) または週4日(7時間15分/日) ③産業経済部農林振興課	月額 134,883円 ～162,998円
心のケア学習センター	教員免許	不登校児童生徒及びその保護者に対する教育相談、生活指導、学習指導等	①29時間 ②週4日勤務(7時間15分/日) ③心のケアハウス(中田生涯学習センター)	月額 136,056円 ～162,998円
けやき教室学習センター	教員免許	適応指導教室における小・中学校の長期不登校児童生徒に対する学習指導等	①28時間45分 ②週5日勤務(5時間45分/日) ③けやき教室(中田生涯学習センター)	月額 134,883円 ～161,593円
学芸員	学芸員 ※業務内容変更(12月4日更新)	歴史博物館における資料の調査・収集及び展示活動、教育普及、レファレンス等の業務	①31時間 ②週4日勤務(7時間45分/日) ※シフト制(土・日曜日勤務有) ③歴史博物館	月額 145,440円 ～174,240円
		埋蔵文化財包蔵地の現地調査、工事立会業務及び発掘調査等	①28時間45分 ②週5日勤務(5時間45分/日) ※シフト制(土・日曜日勤務有) ③登米懐古館	月額 134,883円 ～161,593円
徴収嘱託員	資格不要	市税、使用料等の訪問徴収、電話催告、窓口納付対応業務、各種調査に関する業務	①29時間 ②週4日勤務(7時間15分/日) ③総務部税務課、建設部住宅都市整備課、教育委員会教育部教育総務課	月額 121,313円 ～146,833円
レポート点検員	資格不要	レポート(診療報酬明細書)点検業務	①28時間45分 ②週5日勤務(5時間45分/日) ③市民生活部国保年金課	月額 120,267円 ～145,567円
生活保護就労支援員	資格不要	被保護者の就労相談、求職活動および職場定着支援等の業務	①29時間 ②週4日勤務(7時間15分/日) ③福祉事務所生活福祉課	月額 121,313円 ～146,833円
学習支援員	資格不要	支援や配慮が必要な児童・生徒等の学習活動や学校生活の支援 ※休業期間中は放課後児童クラブに従事する場合があります。	①35時間 ②週5日勤務(7時間/日) ③小・中学校	月額 146,412円 ～177,212円

職種	必要資格 ※取得見込の場合、令和6年4月1日までに取得できない場合は任用取消となります。	業務内容	標準的な勤務時間等 ①週の勤務時間 ②週の勤務日数(1日の勤務時間) ③勤務場所	報酬(給料) 支給区分 基準額 ～上限額 (経験年数6年)
社会教育指導員	資格不要	社会教育事業の実施、協働教育地区コーディネーターとの連絡調整、指導、学校との調整業務	①28時間45分 ②週5日勤務(5時間45分/日) ③教育委員会教育部生涯学習課	月額 120,267円 ～145,567円
保育士補助員	資格不要	保育等業務の補助・準備及び片付け等 ※幼稚園任用の場合、夏休み期間中に他の幼稚園や放課後児童クラブに従事する場合があります。	①28時間45分 ②週5日勤務(5時間45分/日) ※シフト制 ③保育所、認定こども園または幼稚園	月額 109,138円 ～128,874円
児童館・子育て支援指導員	資格不要	児童館・子育て支援指導員の補助業務	①28時間45分 ②週5日勤務(5時間45分/日) ※シフト制 ③児童館、子育て支援センター、児童クラブ実施場所	月額 109,138円 ～128,874円
用務員	資格不要	学校で環境の整備や文書送達受領等連絡などの用務に従事	①28時間45分 ②週5日勤務(5時間45分/日) ③小・中学校	月額 109,138円 ～128,874円
事務補助員	資格不要	一般行政事務の補助業務(データ入力作業、発送作業、受付、資料収集・作成・整理等に係る事務補助)	①28時間45分～29時間 ②週5日(5時間45分/日) または週4日(7時間15分/日) ③庁舎、中田庁舎、南方庁舎等	月額 109,138円 ～129,994円
業務補助員	資格不要	庁舎間の文書集配業務、道路メンテナンス業務、市営住宅の施設管理・修繕業務の補助 ※農政課での業務は、汚染稲わらの放射線測定、保管庫の巡視等となります。	①28時間45分～29時間 ※農政課では31時間 ②週5日(5時間45分/日) または週4日(7時間15分/日) ※農政課では週4日(7時間45分/日) ③総務部総務課、産業経済部農政課、建設部建設総務課、住宅都市整備課等	月額 109,138円 ～138,960円
事務補助員(障がい者)	資格不要	一般行政事務の補助業務(データ入力作業、発送作業、受付、資料収集・作成・整理等に係る事務補助)	①28時間45分～30時間 ②週5日(5時間45分/日)、週4日(7時間15分/日)または週5日(6時間/日) ③市内施設等	月額 109,138円 ～134,477円
業務補助員(障がい者)	資格不要	施設管理業務の補助	①28時間45分～30時間 ②週5日(5時間45分/日) 週4日(7時間15分/日)または週5日(6時間/日) ③市内施設等	月額 109,138円 ～134,477円
協働教育地区コーディネーター	資格不要	学校・地域教育力向上対策事業に係る学校やボランティア等との調整、事業実施等	①23時間 ②週4日勤務(5時間45分/日) ③教育事務所(総合支所内)	月額 96,214円 ～116,454円
一般事務員	資格不要	一般行政事務を担当し、相談業務や窓口業務等に従事します。	①29時間 ②週4日勤務(7時間15分/日) ③総務部税務課等	月額 121,313円 ～146,833円

※育児休業等の常勤職員の代替として任用される場合など、勤務時間に変更となる場合があります。

別表(時間額で報酬(給料)を定める職種)

職種	必要資格	業務内容	標準的な勤務時間等 ①週の勤務時間 ②週の勤務日数(1日の勤務時間) ③勤務場所	報酬(給料) 支給区分 基準額 ～上限額 (経験年数6年)
運転業務員	大型自動車免許	乗合自動車の運転業務	①29時間以内 ②週5日以内(7時間45分以内/日) ※運転業務が発生した場合のみの勤務となります。 ③総合支所	時間額 1,186円
調理員	資格不要	給食業務(調理・配膳・片付け・清掃)	①29時間以内 ②週5日以内(6時間以内/日) ※シフト制(土曜日勤務有) ③保育所または認定こども園	時間額 941円 ～1,111円
事務補助員	資格不要	施設等の受付、管理に関する事務補助	①29時間以内 ②週4日以内(7時間45分以内/日) ③市内施設等	時間額 941円 ～1,111円
業務補助員	資格不要	施設等管理業務の補助	①29時間以内 ②週5日以内(7時間45分以内/日) ③市内施設等	時間額 941円 ～1,111円

■登米市医療局の募集職種の情報については、登米市医療局に御確認ください。